

食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会

第 39 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 20 年 8 月 19 日（火） 10:00～12:17

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

- (1) リスクコミュニケーションの検証に係る担当グループでの取りまとめ結果について
- (2) 地方自治体との協力に係る担当グループでの取りまとめ結果について
- (3) 透明性の確保と情報提供のあり方に係る担当グループでの検討について
- (4) 三府省におけるリスクコミュニケーションの取組について
- (5) その他

4. 出席者

(専門委員)

関澤座長、阿南専門委員、唐木専門委員、近藤専門委員、多賀谷専門委員、
田近専門委員、千葉専門委員、中谷内専門委員、山本（唯）専門委員、渡辺専門委員、

(専門参考人)

中村（雅）専門参考人

(関係各府省)

厚生労働省 北村情報管理専門官

農林水産省 浅川消費者情報官

(食品安全委員会委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

(事務局)

栗本事務局長、日野事務局次長、角田勸告広報課長、

小平リスクコミュニケーション官

5. 配布資料

- 資料 1 - 1 第 38 回専門調査会及びそれ以降の修正案に対する意見と対応
(意見交換会の実施に関するガイドライン(案)について)
- 資料 1 - 2 意見交換会の実施に関するガイドライン(案)
- 資料 2 - 1 第 38 回専門調査会及びそれ以降の修正案に対する意見と対応
(「地方自治体との協力」における当面の取組方向(案)について)
- 資料 2 - 2 「地方自治体との協力」における当面の取組方向(案)
- 資料 3 透明性の確保と情報提供のあり方ワーキング検討事項(案)
- 資料 4 - 1 リスクコミュニケーションに関する取組について
(別紙 1 : 食品安全委員会、別紙 2 : 厚生労働省、別紙 3 : 農林水産省)
- 資料 4 - 2 食品安全モニターからの報告(平成 20 年 6 月分)について
- 資料 4 - 3 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成 20 年 6 月分)について
- 参考 1 リスクコミュニケーション専門調査会 専門委員及び専門参考人名簿
- 参考 2 リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項
(平成 18 年 12 月 14 日食品安全委員会決定)

6. 議事内容

○関澤座長 それでは、予定の時間になりましたので、ただいまから第 39 回「リスクコミュニケーション専門調査会」の開催をしたいと思います。

専門委員の皆様には、御多忙の中、またお暑い中を御出席いただきまして、ありがとうございます。本日は、岡本専門委員、吉川専門委員、高橋専門委員、高浜専門委員、中村専門委員、山本茂貴専門委員が御欠席ですが、10 名の専門委員の皆さんと、専門参考人の中村雅美さんに御出席いただいております。よろしく願いいたします。

また、食品安全委員会からは、リスクコミュニケーション専門調査会御担当の小泉委員長代理、野村委員、見上委員長、長尾委員、廣瀬委員、畑江委員、本間委員に御出席いただいております。

厚生労働省からは、医薬食品局の北村情報管理専門官、農林水産省からは、消費安全局の浅川消費者情報官に御出席いただいております。

その他、事務局からの出席者については、お手元の座席表を御覧いただきたいと思っております。

会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料の議事次第でございますので、そちらを御覧いただきたいと思っております。それでは、席上配付資料の御確認をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○小平リスクコミュニケーション官 それでは、事務局の方から配付資料の確認をさせていただきます。

1枚目に議事次第がございます。議事次第の中で、先ほど座長からも御紹介がありましたが、専門参考人のところに中村善雄さんの名前が載っておりますが、今日は欠席ということですので、御報告させていただきます。

続きまして、座席表があります。

資料1-1「第38回専門委員会及びそれ以降の修正案に対する意見と対応」。

資料1-2「意見交換の実施と評価に関するガイドライン（案）」。

資料2-1「第38回専門調査会及びそれ以降の修正案に対する意見と対応」。

資料2-2「『地方自治体との協力』における当面の取組方向（案）」。

資料3「透明性の確保と情報提供のあり方ワーキング検討事項（案）」。

資料4-1「リスクコミュニケーションに関する取組について」。

資料4-2「食品安全モニターからの報告（平成20年6月分）について」。

資料4-3「『食の安全ダイアル』に寄せられた質問等（平成20年6月分）について」。

更に参考1としまして、専門調査会の専門委員及び専門参考人の名簿。また、裏には当専門委員会に審議を求める事項といったものが載っております。

更に追加資料としまして、第9回消費者行政推進会議資料の抜粋を入れさせていただきます。

以上が資料ですが、もし不足のものがございましたらお申し出いただきたいと思っております。

○関澤座長 どうもありがとうございました。

それでは、議事次第にのっとりまして、本日はまず「（1）リスクコミュニケーションの検証に係る担当グループでの取りまとめ結果について」「（2）地方自治体との協力に係る担当グループでの取りまとめ結果について」を合わせて御議論いただこうかと思っております。

これらについては、前回とその後の調整段階で、専門委員の皆様からいただきました御意見、食品安全委員会の委員の先生方からいただいた御意見を事務局でとりまとめた上で、修正が行われています。その際にいただいた御意見と取りまとめ結果がどのように反映されたか整理していただいておりますので、それも含めまして事務局から修正案の御

説明をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○小平リスクコミュニケーション官 まず、資料1-1と資料1-2を用いまして説明させていただきます。

資料1-1は、前回の専門調査会の中でいただいた御意見、またその後やりとりの中で御意見をいただいております、それらをどのように整理したかという一覧表でございます。一番上から簡単に御説明させていただきます。

意見交換会が中心に展開している印象がある。リスク評価の状況について、マスコミを通じた情報提供が重要ではないかといった御意見がございました。

意見交換会が中心というところにつきましては、このガイドライン自身が意見交換会の実施についてガイドラインを示すということでございましたが、冒頭の部分、後で御説明しますが、リスクコミュニケーションの取組はさまざまありますけれども、その中で特に意見交換会についてガイドラインを作成したという経緯を述べているところでございます。この辺り、また御議論いただければと思います。

後段の情報提供の在り方につきましては、今日は資料3の中で、ワーキンググループでの何を検討したらいいかということが出てきますので、その辺りの議論入れていただくことが適切ではないかと思っております。

次のところにつきましても、現時点でどんな情報があるかということも含めて、評価の状況を的確に知らせることが重要ではないか。これも情報提供の在り方の中で御議論していただければ、位置づけがうまくいくのかなという感じを持っております。

次の目的がはっきり明記されていないのではないかということでございます。リスクコミュニケーションそもそもの目的については、これまでこの調査会で現状と課題とか、改善の方向といったことでとりまとめをいただいておりますので、その目的自身はそこに譲ることが適当ではないかと思われま。

また、今回のガイドラインの中で、意見交換をどのように実施していくかということについては、特に目的なり目標を明確にして設計すべきという辺りを強調しておりますので、後で御紹介させていただきたいと思っております。

消費者の認識と行動のずれというものを、リスクコミュニケーションの中で検証していくことが重要という御指摘でございます。これは、リスクコミュニケーションの長期的な評価に関することになると思いますけれども、これは一部新たな表現を追加してありますので、後で御説明させていただきます。

更に、コミュニケーションというのは双方向ということを変重要視すべきだということ

とをいただいております。ここは、また新たに追記してございますので、説明させていただきます。

更に、今後繰り返し実施するようなリスクコミュニケーションの在り方についても議論すべきだということで、この辺りは情報提供の在り方のワーキングとも関係すると思いますので、その辺りにも盛り込んでいただければと思います。

下の方の3つ、緊急時との関係につきまして、幾つかございました。緊急時と平時との定義、あるいはどこまで緊急時として扱うかということですが、既に緊急時の対応要領といったものが策定されておりまして、その要領に基づいて緊急時対応が必要と判断されれば、その中で情報提供するのか、あるいは意見交換会のようなものをするのかという判断がなされますので、そこを優先させて対応していくという考え方で整理させていただいております。

また、それらをどこに基づいて判断しているのかという緊急時の要領を記載してあります。これは後で説明させていただきます。

裏面にまいりまして、単純に評価の結果を伝えるということではなくて、基準値を超える意味とか、あるいは不確実係数の意味というものを、ストーリーを組み立てて設計するような視点を入れるべきではないかといった御意見をいただいております。これは、新たにその辺りのことを追記しておりますので、ガイドラインの中で説明させていただきたいと思っています。

これらのことを踏まえまして、資料1-2、まず表紙ですけれども、このガイドライン自身、「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」ということで、御検討いただいております。位置づけとしましては、リスクコミュニケーション専門調査会としてこのようなガイドラインをまとめて、我々が実施するような意見交換会に実際に当てはめて使ってみる。あるいは地方自治体が意見交換会等を実施する際に、参考になる情報として提供するなどの役割をおったものにしたらどうかというものでございます。

1ページ、1番に検討経過がございますが、(2)の下辺りに、さまざまなリスクコミュニケーションの形態がありますが、リスクコミュニケーションの検証における1つの成果として、食品安全委員会が実施する意見交換会の設計、実施、評価に関するガイドラインをとりまとめることにした。

(3)のところを新たに加えさせていただきましたが、「リスクコミュニケーションは目的や場面、その内容等さまざまな方法で実施される。後述のように、食品安全委員会ではこれまでに意見交換会に多くの時間を割いてきており、これまでの実績を踏まえて反省

点や今後改善すべき点について議論してきた。これらの議論の内容というものは、単に意見交換会のみならず、他のリスクコミュニケーションにも活用されるべきとの認識で策定作業を進めてきた。」という辺りで整理をさせていただいております。

2 ページの下、3 番に本ガイドラインの利用に当たっての（1）のところは、新たに追記してございます。これは、ガイドラインを作成するに当たって、特にどのようなことに留意したらいいか、また先ほど御意見の中にもありましたように、情報を伝える場合のストーリーの組み立てなどを意識して、ここに書き加えさせていただいております。2 ページの下辺りから、「本ガイドラインは食品安全委員会が関係者によるリスクコミュニケーションの一環として行う意見交換会の設計、実施、評価を行う際に、活用するものとして作成しました。これらを活用することによって、関係者の関心やニーズを反映した意見交換会を効果的に実施することを目指して作成しました。その実施に当たっては、企画段階での十分な検討が必須であり、テーマの選定、意見交換会のターゲットの設定、リスク評価に関する情報を伝える場合のストーリーの組み立て方など、このガイドラインで示した設計プロセスにおいて、企画者によって十分な議論・検討を行うことが重要である。」というところを追記しております。

更にその下の（5）でございますが、長期的な評価というところを課題として掲げてございます。（5）本ガイドラインでは、意見交換会の企画とか開催ごとの評価について詳細に示したものであるが、5. 3. 1 とか付属書3の1.（2）というものは、評価の部分です。ここに示されるように、長期的視点に立った評価も重要である。また、リスクコミュニケーションの取組全体としての効果の評価も今後の課題である。ここまでは、なかなかガイドラインで整理できませんので、今後の課題ということで整理したらどうかということでございます。

（6）のところは、緊急時との関係の整理でございますが、緊急時の対応については、緊急時対応専門調査会が以下のように対応要領と指針を定めており、基本的にこれらに沿って情報提供、リスクコミュニケーションの対応をするということで、関係の要領なり指針をここに列記させていただいております。

4 ページ以降がガイドラインになるんですが、特に追記させていただいたところは、4 ページの真ん中の「2. 意見交換会の設計の準備」というところでございます。特にニーズの把握に重点を置いたということで「2. 1 意見交換会に対するニーズの把握」の3行を追記させていただいております。「リスクコミュニケーションを効果的に実施するためには、関係者の声をよく聞くことが何よりも重要である。意見交換会の設計に当たっては、

関係者のニーズを的確に把握するよう特に留意をする。」ということで、追記いたしております。

あとはずっとガイドラインの中身に入りますので、5ページに意見交換の設計。

8ページからは実施に向けての内容。

9ページからは実施後の評価。

13ページ以降は、関連の付属書等を議論の中でいろいろ使ったデータ、あるいはアンケートの案なども含めて、参考資料を添付しているという形で整理させていただいております。

ガイドラインの方は、以上の修正点でございます。

続きまして、資料2-1、これは地方自治体との協力において御意見をいただいた部分でございます。地方自治体は、よりニーズを把握しやすいというポイントを追記した方がいいのではないかといたした御意見をいただいております。これは、資料2-2を御覧いただければと思いますが、2ページのところでは、リスクコミュニケーションにおける食品安全委員会と地方自治体の役割を整理させていただいておりますが、この上から3行目辺りのところに文章を入れております。国と地方自治体との役割分担については、食品安全基本法7条において、地方公共団体の責務としても国と適切な役割分担を踏まえて、施策を策定する旨の規定がある。

(2)のところで、地方自治体においては、消費者センターや保険所における消費者からの相談への対応、消費者への啓発活動なども行われておりといったところを入れて、消費者により近い立場で、消費者への情報の提供とともに、消費者からの情報を行政に伝えるといった業務も担っているところを追記させていただいております。

あとの部分につきましては、前回の専門調査会のところと変わっておりませんので、省略をさせていただきたいと思いますが、この地方自治体との協力における当面の取組方向の案につきましても、専門調査会において議論いただいて、当面どんなことができるかという専門調査会としてのアイデア、御提言でございますので、これをまとめられた後、我々としてこれを具体化するように努力していくという位置づけにさせていただいたらどうかと思っております。

説明は以上でございます。

○関澤座長 どうもありがとうございました。今、小平さんの方から御説明がありました。が、これまでリスクコミュニケーションの改善に向けてとか、リスクコミュニケーションの現状と課題を発表してきましたが、それらは食品安全委員会の名前で出させていただ

ています。

ところが、今度の5つの課題については、御覧いただきますと表紙にございますように、食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会と入っています。ですので、この専門調査会で皆さんから御議論いただいたものが最終バージョンになると御理解いただければと思います。

さまざまな御意見をいただいた方々と、また修正案をおつくりいただいた事務局の皆様に感謝したいと思います。

今日までのところは、それぞれ作業グループをつくって、さまざまな検討をしてきました。また専門調査会でも数回にわたって御議論いただいておりますので、更に追加すべき修正点、また大事なところがございましたら、この場で御発言いただきたいと思います。

1点、私の方から追加的なこととお話させていただきたいと思いますが、資料1-1の一番上の欄に阿南専門委員から、意見交換会が中心に展開している印象であるという御指摘をいただいております。これは、阿南専門委員が今回新しく専門委員としてお加わりになったということもあると思いますが、専門調査会としては、検証の課題としては多くのことがある中で、今回は意見交換会を中心に取上げたということは御理解いただけているとは思いますが、もしこのガイドラインが発表された時に、何だ、意見交換会しか考えてないではないかというふうを受け取られることは十分あり得ると思います。説明としては、ガイドラインの1ページ目の検討経過の中でも(3)あるいは2の(1)の中にも書いてありますが、更に少し付け加えておいた方が、そういう誤解をされないためにいいのではないかと思います、文案を考えさせていただいたので、口頭ですが申し上げます。

1. 検討経過の(2)の5行目「関係省庁の実施するリスクコミュニケーションに関する調整に事項も審議対象となるものの」というところで、『審議対象となる。』と切りまして、その次に『食品安全委員会の実施してきたリスクコミュニケーション活動は多岐にわたるが、今回は独自の取組の一つとして、精力的に進めてきた意見交換会についてリスクコミュニケーション活動検証の成果を、食品安全委員会が実施する意見交換会の設計、実施、評価に関するガイドラインとして取りまとめることとした。』と変えてはどうかと思います。ちょっと長かったので、もう一度読ませていただきます。

『関係省庁の実施するリスクコミュニケーションに関する調整に事項も審議対象となる。食品安全委員会の実施してきたリスクコミュニケーション活動は多岐にわたるが、今回は独自の取組の一つとして、精力的に進めてきた意見交換会についてリスクコミュニケーション活動検証の成果を、食品安全委員会が実施する意見交換会の設計、実施、評価に

関するガイドラインとして取りまとめることとした』とさせていただくと、初めてこの文書に接する方も、今回は意見交換会を取り上げたのだと御理解をいただけるのではないかと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○唐木専門委員 内容はそれで結構だと思いますが、文章についてはまた後で。

○関澤座長 ほかに何かございますでしょうか。どうぞ。

○近藤専門委員 細かい確認で申し訳ありません。2ページの真ん中に1のハイリスクグループについてのコメントの参照がありますね。これは、前回の原稿にもありましたか。別にあつていいとか悪いという話ではないんですけれども、念のために教えていただきたいと思います。

○関澤座長 どうでしょうか。

○小平リスクコミュニケーション官 前回の案の中にも、同じ文章で入れてございます。

○近藤専門委員 わかりました。

○関澤座長 御意見は、資料2-1、2-2を使って御説明いただきましたので、地方自治体との協力の方でも構いません。

私の方からまた恐縮ですが、地方自治体との協力についても、中村専門委員から特に御指摘がありましたので、それを踏まえた形で付け変えさせていただいてはどうかと思います。御提案は、取組方法(案)の1ページの2検討の視点というところですが、今は(1)(2)とありますが、(1)の前に新たな(1)として付け加えることを御提案申し上げます。簡単に言いますと、今回は地方自治体との協力を第一に取り上げましたが、実は関係者として協力すべき団体としては消費者団体、生産者団体、また専門機関など、いろいろあるので、それらとも勿論協力を進めていきたい。今回は、地方自治体を1つの事例として取り上げましたということであるので、文章を御提案申し上げます。

新たな(1)として、『(1)食品安全委員会がリスクコミュニケーション活動を進める上で、協力する組織や団体は、消費者団体、生産者団体、専門組織など多くあるが、今回は地方自治体との協力を中心に検討する。検討した内容は、他の関係者との協力にも適用できる場所は多くある。』そして現在の(1)を(2)、現在の(2)を(3)としてはどうかと思います。

もう一度読み上げます。新たに(1)を追加いたします。「食品安全委員会がリスクコミュニケーション活動を進める上で、協力する組織や団体は、消費者団体、生産者団体、専門組織など多くあるが、今回は地方自治体との協力を中心に検討する。検討した内容は、

他の関係者との協力にも適用できる場所は多くある」ということで、中村専門委員がこの資料を地方自治体を中心にまとめていただいたのですが、ほかの組織との協力についても適用できるのではないかという御意見がありましたので、それを踏まえて入れさせていただきますらどうかと思いました。御提案申し上げます。

○唐木専門委員 それも内容は結構ですけども、事業者の中で生産者団体だけを取り上げるとか、中の用語については、また文章になった時点で御意見を申し上げたいと思います。

○関澤座長 どうぞ。

○唐木専門委員 地方自治体との協力ということで、今、追加したところですが、2ページの1の2のところ、地方自治体がリスク管理の一翼を担っているという文章、(2)については地方自治体には消費者センターや保険所、そのほかのことが書いてありますけれども、非常に具体的な問題として、今、2、3起きているのは、地方自治体の中のリスク管理機関と地方自治体の中の消費者センターの間の連携が非常に悪いという例が幾つかあるんです。

例えばリスク管理機関は当然、残留農薬とか添加物は厳しく規制しているんだから、心配しなくてもいいですよというリスコミをやっている。一方、消費者センターの方は、野菜を洗って残留農薬を落として食べてくださいとか、そういう講演会をやっている。その辺のところで、お互いの連携が非常に悪いということを外から見ていると感じざるを得ない。それは2つとも私が知っているのは東京の区の話ですが、担当者の話によるとやはり連携がうまくいっていないということを言われています。消費者センターは食品だけではなくて、ほかのこともいろいろやっているので、食品の専門家とは限らない。やはりセンスとしては非常に一般の主婦のセンスで、農薬は怖い、添加物は怖いということで講演会を組みやすい。その辺の問題点として、我々は意識した上で、そういうことにどう対処するのか、食品安全委員会としてどう協力できるのかということも踏まえて、少し考えて、具体的に非常に生々しく書くわけにもいかないでしょうけれども、どうしたらいいのか検討していただきたいと思います。

○関澤座長 ありがとうございます。今日の段階で、事務局から、1番目と2番目の課題については、最終案としたいという御意見なので、よろしければ文章として、どこに、どういう形で入れたらよいか御提案いただけますでしょうか。

○唐木専門委員 そういう意識を我々自身が持って、これを書いているというところが、どこかにちょっとあればいいということで、後で具体的に御提案させていただきたいと思

います。

○関澤座長 ほかに、どうぞ。

○田近専門委員 今のお話に関連するんですが、今回、地方自治体との中で、教育関係の学校のことが、ほとんど記載されていないように感じます。今、食育が学校の方でも取り入れられていまして、各学校には管理栄養士さんがいらっしゃいます。

ところが、自治体が何かシンポジウム等を開く場合、健康をテーマに開く場合、管理栄養士さんにいろんな話を依頼することがありますが、そこで科学的な知見から外れて誤解があるような内容が発表されることがあります。

例えば地方自治体が学校にまで入り込むというのは、非常に難しいということを知りました。いつまでもそのままにしておいては、一般国民の正しい認識が進まず、誤解が訂正されること無くそのままになってしまうと思います。やはり正しい理解の根本は教育からということが必要ではないかと思いますので、今後の課題だと思います。地方自治体の連携の中に、学校教育をどのようにして盛り込んでいくかということも、今後検討していただきたいと思います。

○関澤座長 ありがとうございます。今の田近さんの御意見も、もしどこかに追加すべき文章としてお考えいただければ、大変ありがたいと思います。御存じのように、教育委員会というのは独立性を保っているということで、そのために最近はいろいろな事件も起きています。

また、唐木さんが指摘されたように、消費者行政としては今一つの重要な論点となっております。その中で食品安全をどういうふうに位置づけるかということも御議論になっていると聞いております。

勿論、その中で非常に大事なことの一つですので、きちんと位置づけていけるように、何か文章を考えていただければと思います。

○小平リスクコミュニケーション官 事務局から、今、田近専門委員の方から、食育なり学校教育というところが出たわけですが、今日の資料でお配りしてご参考資料2で、この専門調査会に当面審議を求める事項という5項目が掲げられております。5項目の事項の一番下のところに、食育についてありまして、食育のワーキンググループも動かすことになっているんですが、そこが若干遅れているので、できますればその中で整理していただくと、体系的な議論ができるのかなと思っていまして、いただいた御意見をその中に織り込んでいただくような整理をさせていただくのはどうかと思います。

○関澤座長 ありがとうございます。5つの課題として、今、御指摘の参考2というのが

ありますが、その中でリスクコミュニケーションの検証、審議の経過に関する透明性の確保、これも今日御議論いただきますが、地方自治体の協力、諸外国との連携、最後に食育とありますが、これについてまだ十分、案が用意できていないのが実情です。事務局とも御相談したんですが、できるだけ今年中に素案のようなものができるように努力しようということ。今日は御担当の高橋委員が御欠席ですが、またその上の諸外国との連携については山本茂貴委員が御担当ですが、こちらも今日は御欠席ですけれども、御相談しながら、できるだけ素案を固めたいと思っております。よろしくお願いいたします。

どうぞ。

○唐木専門委員 意見交換会ガイドラインの件ですが、ガイドライン自体はこれで大変立派なものだと思いますが、3ページの(5)に書いてあることが非常に重要な点で、本ガイドラインでは意見交換会の企画、開催ごとの評価について詳細に示したものであるが、長期的視野に立った評価も必要である。食品安全委員会ができて5年になって、その間、意見交換会を非常に多数やってきた。それぞれの意見交換会の評価というのはこれでカバーできるでしょうけれども、それではそれを積み重ねて、この5年間でリスクコミュニケーションの成果がどのくらい上がったのか。これはかなり難しい評価になると思いますが、しかし、それをやらない限りはリスクコミュニケーションの本当の意味が出てこないということですので、是非この(5)にあるようなことを、単なる今後の課題であるということではなくて、これは事務局にもお願いしなければいけないのかもしれませんが、必要な調査を企画することをこの専門調査会からひとつ提案してはどうかと思いますので、よろしく御検討ください。

○関澤座長 ありがとうございます。それは、文章の追加ではなくて、別な提案ということですね。今、唐木専門委員からも御指摘があったんですが、リスクコミュニケーションということを使う上で、今までは既に課題が決まっている中で、それについてどうリスクコミュニケーションを進めるかということで、議論をしていると思います。

ところが、リスクコミュニケーションの研究を見ていきますと、その以前にフレーミング(課題の選定)が重要であるということで、中谷内専門委員が御専門だと思いますが、どの問題を問題としてとらえるか、それを関係者がどのように提案し、またそれを行政なり専門家が検討していくか、行政や専門家が検討する前に、どういう問題を問題としてとらえ、またそれを取り上げるか、取り上げないかということが、より最初に来るべき大事なことであるという指摘がされています。

まだそこまで私たちのリスクコミュニケーション専門調査会では議論していませんが、

最近のリスクコミュニケーションの研究成果からいっても、そういうことが考えられなければいけないかということなどは、是非調査していただければと思います。

どうぞ。

○小平リスクコミュニケーション官 今のところ、課題として書いたんですが、リスクコミュニケーション全体の効果の測定とかというのは大変頭の悩ましいところであるし、例えば特定の方を追いかけていって、こういうものを読んだときに行動が変わっているかとか、どういう手法が今、世の中に存在しているんだろうかとか、それは我々がどういふことをやればコミュニケーションを通じて、どう変わるかといった社会的な大きな動きをどうとらえるかということになると思います。そこはなかなかノウハウとか知恵がまだないものですから、例えば調査事業とかを活用して、そういった実情を調べる。あるいは専門家の方々をお呼びして、ここでディスカッションするということも必要かと思います。

この5項目の中では、リスクコミュニケーションの検証のところに結び付いていくことだと思いますので、今回、ガイドラインをリスクコミュニケーションの検証の1つアウトプットとして出すことになりましたが、リスクコミュニケーションの検証というのは、もう少し大きな視野でとらえると、どうやってそこを評価していくかということは、次のステップの課題になると思っておりますので、今後その辺りにも焦点を当てて議論いただければと思っております。

○関澤座長 どうぞ。

○田近専門委員 またさっきの話に戻って申し訳ないんですが、先ほど小平さんの方から、食育の方で取り扱うというお話が出たんですが、これは何も食育だけに関することを申し上げているのではなくて、随所で重要なことはどこにでも入れるべきであると思えますし、食品の安全性というものは食育だけに限らず、いろんな教科の分野でも取り上げられていることだと思っております。いつまで経っても、食育の中だけでやろうとすると、とても間口が狭くなって広がっていかないような危惧をずっと感じておりますので、このような教育に関する事などは、いろいろな分野・場面で取り上げていきその効果を出していくのが一番いいのではないかとと思っております。

以上です。

○関澤座長 どうぞ。

○阿南専門委員 地方自治体が人々の不安というか、食の安全に対する不安をどうとらえるかというところが基本だと思っております、そこに住んでいる人々のニーズを取り上げて、それに対するリスクコミュニケーションをやる責任があると思えます。先ほど唐木先

生から、消費者センターには相談が行くんだけれども、それがうまくコミュニケーションできてないと。そのコミュニケーションの仕方、地方自治体がそれらの相談について、責任を持って対応できる。ここではこういうコミュニケーションが必要だから、そのために食品安全委員会に来てくれとか、協力してくれとか、そういうことが上がってくる姿が一番望ましい姿だと思うんです。

ですから、そのような地方でさまざま出されている不安をちゃんとまとめて食品安全委員会伝えくれというしくみをどうつくるか。この中では、具体的に協力、連携を強めますということだけなんですけれども、その辺のところをはっきりと書いた方がいいのではないか思っているのですが、難しいでしょうか。

○関澤座長 具体的に御提案いただけるとありがたいんですが、私が個人的に関係している例で御紹介させていただきますと、例えば徳島県では、消費者行政の方の審議会、これは条例に基づいた審議会ですけれども、それと私が今、座長をしております、食の安全・安心県民会議というものを県と一緒に召集して、消費者行政の中で食品安全というものをどう進めるかということで議論を進めております。

消費者行政の中では、主に振り込め詐欺だとか、別の問題が大きな問題になっているようですけれども、都道府県段階でそういう消費者行政の中で、今まではばらばらにやっていたけれども、一緒にやっていくというのは、今の消費者庁との関係で、恐らく各都道府県でも検討を進めているのではないかと思います。それに呼応したような形で、ここに何か文章が入ればという御提案だと受け止めるんですけれども、もし1行でもよい文章があれば、御提案いただければありがたいと思います。

○阿南専門委員 あまりいい案はないんですけれども、当面消費者センターが持っているPIO-NETとのつなぎをつくるとか、そういうことは考えられると思っています。

○関澤座長 どうぞ。

○小平リスクコミュニケーション官 今のところ、具体的なところまでにはなっていないんですけれども、現在の案の2ページの辺り、食品安全委員会と地方自治体の役割という中で、(3)の下の辺りですけれども、こういった役割を遂行する上で云々ということで書いてありますが、地方自治体と十分情報が共有されることが必要であって、お互いに連携しながら、情報のフィードバックも図りながら、リスクコミュニケーションが継続的に行われるような情報の提供、人材の育成も含めた協力進めていくことが重要であるということで、考え方としてはその辺りを出しております。

ただ、それが具体的には、例えば4ページから始まりますが、いかに情報を共有するか

といった（１）の辺り。（２）の辺りで、人材を育成しながら、その人材を通じて我々も情報をいただくといった取組。（３）の辺りでは、そういったリスクコミュニケーションの共催や情報共有をどのように図っていくかといった、具体的なやり方のようなところでブレークダウンしているという位置づけになっておりまして、もし不足の部分があれば、この辺りを補強することになると思います。考え方としては、阿南専門委員がおっしゃったことは入っているのかなと考えております。

○関澤座長 今、阿南さんがおっしゃったことを踏まえるとしますと、２ページの下から３行目の情報のフィードバックの前に、PIO-NETを入れてもいいんですけども、今後新しいものが出てくると思いますので、『消費者行政の新たな展開も踏まえて、より連携を強め、情報もフィードバックも図りながら』というような文章ではいかがでしょうか。

ほかに何かございますでしょうか。どうぞ。

○近藤専門委員 今の２つのガイドラインと少しずれた意見で恐縮なんですけれども、さっき唐木先生の方から御提案のあった、リスクコミュニケーションの取組全体としての評価が必要だろうといったときに、やり方としてBSEがやる前とやった後でわかりましたかとか、そういうことが問題ではなくて、国がコミュニケーションしようとしている国の国民に対する意識が変わったと思いますかとか、双方向のコミュニケーションが地方自治体と国、もしくは地方行政と市民、それが深まったように思われるか。思われなかったとしたら、なぜなのか。深まったと思ったとしたら、それはどういう手法を国が取ってきたか。そういうことを聞く方がよろしかろうと思います。具体的にメチル水銀のことが理解できましたかということも聞いても意味がないと思いますので、是非その辺で調査の在り方について、専門家の方と御検討いただければと思います。

○関澤座長 ありがとうございます。調査の在り方について、具体的な御提案をいただいたと思います。

どうぞ。

○小平リスクコミュニケーション官 田近専門委員がおっしゃられた教育関係のところは、どうやって整理したらいいのかと頭を悩ませておったんですが、その辺りをもし整理いただければスッキリするかと思います。

○関澤座長 具体的な御提案があればよろしいんですが、どの辺りに修正、追加。唐木さんの方で御提案がありましたが、文案は何か御用意できましたか。

○唐木専門委員 この場を出した方がいいですか。後でと思っていたので、まだ考えてはいませんが、言いたかったことは、地方自治体において、食品のリスク管理を行っ

ている部門と、食品だけではなくて、それ以外の問題も取り扱っている消費者センターとの連携が必ずしもうまくいってない、十分ではない例が見られるので、食品安全委員会が連携強化の支援をすることも必要だと。そんな文章がいいのかなと考えてはいますが、そういう意味でよろしければ、具体的な文章は後ほど出させていただきます。

小平さんお話しになったように、文章が非常にうまくできていて、よく読めばみんな書いてあるんですけども、少し具体例を入れた方がわかりやすいということがあるので、さっきの教育の問題とか、少しずつ例を入れたらどうでしょうか。

○近藤専門委員 具体例を入れると、かえって誤解を生む可能性があるので、具体例の在り方というのは非常に要注意かなと思います。

○唐木専門委員 生々しい具体例というよりは、今、私が申し上げたような、リスク管理部門と消費者センターの連携という程度の具体例を書くとうわかりやすいと思います。

○関澤座長 例えば今の唐木さんの御意見を踏まえますと、地方自治体との協力の2ページの(2)のところ、地方自治体においてははというところの中で、消費者センターや保健所には消費者からの相談が、その次ぐらいになると思うんですが、現在の連携がまだ不十分なところがあるとすればと、そのようなことで。

どうぞ。

○田近専門委員 うまく説明できるかどうかわからないんですが、地方自治体の話を聞きますと、なかなか自分たちが教育関係に口を出すのは、非常に難しい場面がある。また、学校教育の方でいろいろ食育等に取り組んでらっしゃる方たちの話を聞きますと、実は一番初めに自分たちには十分な時間がない、その上で更に知識もないということですが、自分たちで細々といろんな研究会等を開いておりまして、勤務時間外等でいろんな食育の推進協議会のようなものをつくってらっしゃるんですね。家庭科の先生もつくってらっしゃいますし、管理栄養士の方もつくっていらっしゃるわけなんです。ただ、その方たちは内側だけで終わってしまっておりまして、その方たちが、例えば食品安全委員会と自治体を通して、食品安全委員会の方と連携して、いろんな講習ですとか知識を向上させるような機会を持てるような場面をつくるという感じで入れていただいたらいいかと思うんです。

教育関係者の人たちも、自分たちだけで直接食品安全委員会に連絡するのも非常に難しいですし、そういう場合、やはり自治体と連携した方がスムーズだと思いますので、そのような支援なども盛り込んで欲しいと思います。

○唐木専門委員 今の田近さんのお話、私も前にここで話したことがあると思いますが、東京のある学校で、幾つかいろんな方の御意見を聞いたことがあるんですが、実は栄養士

の方が食品を全部国産にしろとか、無添加・無農薬にしろと言っている陰に、PTAの圧力があるんです。ですから、そこを何とかしないと学校支援だけでは難しいところもある。

ですから、今おっしゃったようなところで、2PTA、あるいは父兄に対する教育とか支援とか、そういう人たちの話し合いというものも少し加えておかないといけないという気がします。

○近藤専門委員 やはり考えますと、地方自治体のところに組み込むよりは食育のところに組み込んで、食育というのを別に栄養バランスとか、食の文化を伝えることではなくて、食品の正しい安全性を伝えることが、本当は食育の基本だと思いますので、食育のところでその問題も取り上げて、食品安全委員会として国がどうやって正しい食の知識を科学的に伝えていくかということ盛り込んでいけばいいのかなと。地方自治体のところに無理やり入れて、地方行政に食品安全委員会が割り込んでいくという誤解を招きかねないので、もっと大きなところで考えた方がいいのかなと。文部科学省とはどういう形になるのかわかりませんが、その方が無難といたら、別に逃げ腰ではないんですが、そういう気がします。そこで、もっと英断的に次世代の子どもたちに、どうやって食の安全を伝えていくかという話に盛り込んでいった方がいいのかなという気がいたしますが、いかがでしょうか。

○関澤座長 ありがとうございます。今の近藤さんの御意見については、食品安全委員会は内閣府所属ですけれども、食育基本法の中では、農林水産省も一生懸命やっておりますけれども、食品の安全に関しては食品安全委員会も関わると位置づけられていると思います。文部科学省は教育委員会の独立性ということ、今まで標榜されてきていると思いますが、その中で食育基本法ができた時点で、やはり食品の安全については食品安全委員会も意見を言うべき立場にあると思いますので、食育についてもそう法的な枠組みとか、いろいろ組織的な背景も踏まえた形で食品安全委員会として、あるいはリスクコミュニケーション専門調査会として御提案できればよろしいかと思っております。

ありがとうございました。

まだ多々御意見おありだと思いますが、よろしいでしょうか。ほかに今の議題1と2についてございませんでしたら、3の方に進ませていただきたいと思います。よろしいですか。

それでは、次の議題の透明性の確保と情報提供の在り方に関わる担当グループの検討についてに移りたいと思います。

○小平リスクコミュニケーション官 そうしますと、今、幾つか御意見いただいて、若干

文の修正が出ました。それは座長と御相談しながらもう一度専門委員の方々にフィードバックして、御了解いただいた上で、それでよろしければ、できるだけ早めの本委員会の方に専門調査会としてまとめましたということをお報告する形でよろしいでしょうか。更にもう一回議論した方がよろしいでしょうか。

○唐木専門委員 内容についてはいいんじゃないですか。

○小平リスクコミュニケーション官 では、文言の修正をまたお諮りしたいと思います。

○関澤座長 それでは、メールなどを使って委員の皆さんには御確認するということがよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○関澤座長 それでは、第3の議題ですが、透明性の確保と情報提供の在り方に関する検討についてというので、唐木専門委員の方から御説明をお願いします。

○唐木専門委員 それでは、資料3を見ていただきたいと思います。このワーキンググループは、もう去年から動いておりまして、その後委員の交代などがあって少し長引いてしまったんですが、前回のまとめと今回の検討の中間報告が資料3にまとめてあります。これは、去年の委員会で既に御報告したことですけれども、このワーキンググループの基本的な方針としては、透明性の確保や情報提供の在り方について、検討するんだけど、食品安全委員会として基本はできている。非常に大きな問題はないだろうと、しかし、改善すべき点が見つかるだろうというところです。

2番目は、どういう情報を、どのように、だれに提供していくのかという検討については、技術論ではなくて、総論として提案しようと、各論になると非常に細かいことになってしまうので、ここでは総論を主に取り扱おうという基本方針でやったということです。

これまでの検討経緯は、33回のリスクコミュニケーション専門調査会で、ですから、随分前の専門調査会で中間報告をいたしました。検討対象はいろんなところでリスクミをやっているんだけど、食品安全委員会のリスクミに限ろうと。

透明性が確保されている状態というのは、どんなものなのかということを一応考えておかなければいけないということで、1番目は決定のプロセスと判断の基準が外部に明示されていて、批判的な検討が可能であることを、一応透明性ということにしよう。

決定事項だけではなく、評価過程で出てきた意見や見解を並行して示すことで、国民が判断できるようにすることというのが、上の事項の説明になります。

3番目は、探したいときにどこを探せばいいかわかること。これは更に細かくなっているんですが、そんなことを透明性が確保しているということです。

食品安全委員会で行う審議、あるいは会議は公開を原則とすることがいいということですが、これはもう既に実施されております。

議事録について、ボリュームやわかりやすさの検討が必要である。これについては、まだ問題点がいろいろあるところだろうというのが、これまでの検討の経緯です。

今後、何をやっていくのかということですが、これまでの検討経緯を受けて、本ワーキンググループは以下の方針で検討を進めることにしたということです。

(1) 検討対象は食品安全委員会のリスクとする。

(2) 透明性の判断は国民がするものであって、だから、我々としては国民の立場に立って審議をするということで、食品安全委員会の立場に立って審議するのではないということ而努力しよう。ただし、国民全員から一律の理解を得ることは困難であるということで、この点は仕方がないところもあるだろうけれども、基本としてはこういう立場であるということです。

(3) 会議の公開の原則とか、評価結果等に関する情報提供、意見募集など、基本的な取組は食品安全委員会で行われている。しかし、意見・情報の十分な交換という点では、これはまだ不十分である。わかりやすさの向上という点でも検討が必要であろうということです。

前回のワーキンググループの論点が以下に書いてあります。日常的な情報提供の在り方ということについては、5W1Hということでしたに書いてありますが、だれに、何を、いつ、なぜ、どのような手段で、どのように伝えるのかということです。要するに、だれにというのは、消費者が相手なのか、事業者なのか、今まで話が出てきた地方行政なのか、学校関係者なのか、メディアなのかで、以下のことがすべて違ってくるというところを、まず考えなくてはいけないということで、2ページ目、読み手にあったホームページ、メルマガの構成をする。あるいは資料をつくる。リスク評価に関する情報の伝え方をどうするのかということについても、検討しなければいけないということです。

2番目は、紛らわしい表現の改善、用語解釈の整理と定着も必要ではないかということです。例えばリスクと危険というのは、リスクを日本語では危険と訳してしまっている。しかし、リスクと危険は全然違うということで、例えばリスクという言葉の正しい意味とともに定着しなければいけない。安全と安心についてもそうですね。あるいは予防と用心は違う。予防原則というのは、本当は用心原則 (precaution) なんですが、予防 (prevention) の原則と誤解されているとか、こういった紛らわしい用語について考えていかなければいけない点がたくさんある。

3 番目は、緊急時、これは何かが起こった場合の情報提供をどうするかという点です。

4 番目は、メディアへの適切な情報提供の在り方ということで、情報が適切に伝わるような出し方を食品安全委員会がしているのかどうかという点です。

報道された内容と食品安全委員会の意図に齟齬がある場合ある場合に、どのように対応すべきなのか。あるいは対応すべきではないのか。その辺のところも含めて検討する。

メディカル関係者との日常的な情報交換はやってはいるはずですが、それがどの程度効果的なやり方になっているのかについても考えなければいけない。

5 番目は、食品安全委員会が行っている情報交のためのツール及び情報提供のためのツール、これは食品安全モニターとか、食の安全ダイヤルとか、いろいろありますが、その役割分担が必ずしもはっきりしていない。オーバーラップしている部分もあるし、お互いの有機的な連携が必ずしも取れていないところもある。その辺も考えなければいけない。

6 番目が、食品安全委員会というものについて、世の中でまだまだ知らない人の方が多数である。食品安全委員会についての世の中の理解を求める活動も必要ではないかということ。

「5. スケジュール」については、今年の12月末をめどにして、3月までにとりまとめるということ。

本日お願いしたいのは、こういった骨子を前回のワーキンググループで考えましたが、こんな方向でよろしいか。あるいは更に追加すべきものがあるのか。議論の方向をどうしたらいいのかというようなことについて、御意見を是非いただきたいと考えています。

○関澤座長 ありがとうございます。

今の御説明につきまして、御質問または御意見がございましたら、お願いいたします。

○唐木専門委員 1つだけ言い忘れました。ここのワーキンググループでは、意見交換会について取り上げないことにしました。既に意見交換会の実施と評価に関するガイドラインのワーキンググループが十分おやりになっているので、ダブルになるので、もし必要であれば、足りない部分は取り上げることはやぶさかではありませんが、一応ここでは取り上げないことになっております。

○関澤座長 細かいことで恐縮ですが、言葉について「メルマガ」というのは、正式な言葉ではなく「メールマガジン」ですね。「リスコミ」という言葉も割によく使われますが、文章に書くときにはフルでお願いした方がいいのではないかと思います。

もう一つ、私からですが、2 ページ目の「(3) 緊急時(何かあった場合)の情報提供」については、緊急時対応専門調査会でもう既にいろいろ御検討いただいていると思うので、

それをむしろ少し書いておいた方がいいと思います。

どうぞ。

○田近専門委員 質問したいんですが「3. 今後の検討方針」の(2)に「“透明性”の判断は国民によるものであり」とありますが、透明性の判断というのがよくわからないんですけれども、どういうことですか。

○唐木専門委員 透明性の定義は、その上の「2. これまでの検討経緯」の(2)に書いてあるんですが、食品安全委員会の場合はリスク評価結果が出てくるわけです。この化学物質についてはADIをどこに設定するという結果が出てくる。あるいは20か月齢以下の検査をやめてもリスクの増加は極めて小さいというような評価結果が出てくる。そういった評価結果がどういう科学的な根拠、あるいはどういう議論の中で出てきたのかということがすべてわかる、決定に至る過程がわかる、これが透明性だという定義をしております。

○田近専門委員 その判断、そういうふうになっているかどうかということですか。

○唐木専門委員 それがあって、すべて明らかになっているとだれが判断するのかということですか。

ただ、食品安全委員会については、すべての会議、議事録を公開しているのだから、多分そこはできているだろうと我々は思っているんですが、国民の立場に立って考えたらそうなのか。それはわかりやすさという点が非常に大きいんですけれども、その検討もしなくては行けないだろうということですか。

○田近専門委員 ありがとうございます。

○関澤座長 どうぞ。

○阿南専門委員 質問ですが、ここで言う食品安全委員会というのは、どこを指しているのでしょうか。検討対象が食品安全委員会のリスクコミュニケーションで「(3) 審議・会議は、公開が原則とすること」とありますが、どこの審議や会議なのか。

○唐木専門委員 一番大事なところは、各専門調査会がリスク評価を行っている。ですから、食品安全委員会の一番の仕事はリスク評価なんですけれども、そのリスク評価の過程が明らかになっているかどうか。これが一番中心になるということですか。

○関澤座長 どうぞ。

○阿南専門委員 わかりました。

消費者団体で意見交換などをしますと、何が不透明かということ、食品安全委員会が取り上げる評価の対象は、農水省と厚労省から提案されたものがほとんどで、不満だという意見ですとか、透明性がないのではないかという意見もあります。

ですから、ここで食品安全委員会という場合には、やはり食品安全委員会トータルを対象にしないと、透明性の確保を検討する場合に範囲が狭くなってしまうのではないかと気がしています。

○関澤座長 どうぞ。関連ですか。

○多賀谷専門委員 今、阿南専門委員がおっしゃったことは、私も1つ大きな疑問がありまして、前回のお話し合いのときにリスクコミュニケーションというのは、食品の安全評価、要するにリスク評価だけでいいのか。消費者の不安を含めた疑問というものは、全部リスク管理に関わった部分はかなり大きいのではないかと。それをどう扱っていくのか。どういう形でここに盛り込んで考えていくのかというのは、前回もワーキンググループの中で私は疑問をぶつけさせていただいて、いまだに私自身は結論が出ていないんですけれども、ここも大きな問題ではないかと思えます。そうでないと、食品安全委員会のリスクコミュニケーションを含めて、リスク評価の部分だけでの見方でいいのかがどうかというのは、本当に考えていかなければいけないのではないかと。そうでないと、メディア対応にしても何にしても、やはり中途半端にもものになって終わってしまうような気がしてしょうがないんですけれども、これは私の意見と同時に自分自身が悩んでいること、阿南さんと同じような考え方を持っていますので、お伝えしたくて発言させていただきました。

○関澤座長 この御意見は、この調査会でたびたび出てきていることだと思います。先ほどあったように、フレーミングというか、何を問題として取り上げるかということ自体がその前に問題になるということですが、食品安全委員会として、評価の対象については皆さんから公募をしていることがあると思いますが、例えば消費者の方には必ずしも十分それが知られていないのかもしれない。厚労省や農水省の諮問に答えるという、受け身的とっては失礼ですが、そういう役割になっているのではないかと御指摘かもしれません。リスクコミュニケーションについては、管理省庁との連携についても議論できるとなっているので、何を問題として取り上げて、どこまでどういうふうに考えていくかということは、今後も大事なことです。是非コメントしなければいけない。どういうふうにやっていくかということかと思えます。

どうぞ。

○唐木専門委員 阿南さんの御質問は私もよくわかるんですが、要するにフレーミングの問題をどうするのか。それは食品安全委員会だけで決められる自ら評価みたいな問題のほか、やはり一番大きいのは厚労、農水と何を評価すべきかということについて話し合うということは、非常に大事なところなんです。そういうシステムは、どちらかが提案しな

いとできないかもしれないです。実際にこれはやっているんだろうとは思いますが、それがどういうふうになっているのかということについても、このワーキンググループは12月までなので、少し時間をかけて検討しなければいけない課題だろうとは思いますが。

これは事務局から怒られるかもしれないです。

○関澤座長 もう一つ、積極的な面について少し触れますと、食品安全委員会ができてから、この5年あるいは数年の間の透明性とか情報提供の拡大というのは、非常に大きいものがあると思います。それははっきり消費者の方はわかりだと思えます。

実は二十数年前にアメリカの官報であるフェデラルレジスターを読み、アスベストのリスク評価について100ページぐらい書いてあり、基準設定についてどう考えるかと国民に問いかけているのを見て、日本の官報とのすごい違いだということにびっくりしました。それ以来、日本の情報公開はまだ非常に遅れているということを話したり書いたりしました。その面では会議の公開では、今日も傍聴の方がお見えになっていますし、いろんな形で進展してきていると思います。その点にはっきり食品安全委員会あるいはその他の進展の1つとして広報してもいいのではないかと思います。その上で、まだ足りないところがたくさんあると思うので、どうすべきかということはきちんと押さえていかないとはいけません。

どうぞ。

○阿南専門委員 この5年間で私は透明性というものは格段に進んだと思っていて、よくぞここまでという思いでいます。それは十分にアピールすべきだと考えていますけれども、こういう意見があります。

例えば全国消団連と食品安全委員会が懇談会を行ったときに、EFSAには消費者委員が入っているが、日本では食品安全委員会に消費者委員がない、おかしいのではないかと意見が出ました。これに対して食品安全委員会の委員の皆さんから、そうではない、EFSAにはちゃんと理事会というものがあって、評価は評価でちゃんとしている。理事会でどういう評価をすとか、消費者の意見、不安をどのようにまとめるのかということは、そこがつかないでいるんだという話だったんです。

これを今の日本の食品安全委員会の仕組みでいいますと、言わば理事会的な役割を果たすところというのは、リスクコミュニケーション専門調査会だったり企画専門調査会だったりしますね。ここのところが、もう少しはっきりと機能するというか、公開されるというか、明確に見える仕組みをつくっていくことが一番大事ではないかと思っています。企画専門調査会やリスクコミュニケーション専門調査会が、食品安全委員会と言われる要は

評価専門機関の附属機関みたいな形になっている。もともとはトータルとして考える仕組みだったと思うのですが、そこをもう一度考えていく必要があるのではないかと思います。

私は、勿論、今の段階で農水省や厚労省から諮問を受けて評価するという仕組みは十分機能していると思いますし、自ら評価をするにしても大変なお金もかかるし、人も要するというのを考えれば、このやり方でいいと思います。ただ、その過程に透明性があって、国民が納得できるということが重要ですので、そこに焦点を当てて考えていく必要があるのではないかと。わかりにくい言い方をしていますけれども、そう思っています。

○関澤座長 企画専門調査会とリスクコミュニケーション専門調査会、あるいは緊急時対応専門調査会というものが、個別のリスク評価のほかに3つ設けられていて、独自の役割を担っていると思います。私も当初からリスクコミュニケーション専門調査会というのは、研究者の集まりではないし、どういうふうにもこの食品安全委員会の中で位置づけられ、また何を役割としていくかということで常に考え、また悩んできた面もあります。

非常に国民の目から期待が大きいところもあると思いますので、前からお話をしていますが、もう少し企画専門調査会とか緊急時対応専門調査会とも連携をしていく必要があるのではないかと。食品安全委員会は食品安全委員会としての考えがあると思いますので、それをお聞きして、できる限りのことはやっていかないといけないと思います。

どうぞ。

○小平リスクコミュニケーション官 透明性の確保というところの範囲をどの程度にとらえるかということで、食品安全委員会の全体の運営のところまで議論を広げるのか。大変大きな話になるので、そこはまた整理をさせていただきながら議論を進めないかと、どこまで議論の範囲にしたらいいかというのは、大変悩むところだと思っております。

○唐木専門委員 そうですね。確かに食品安全行政の在り方全体に関わる問題にだんだんといっているのですが、それは非常に大事なことですけれども、それを我々のワーキンググループでできるのかということもあるし、それをどこまで言及すべきかは少し相談をさせていただきたいと思います。

○関澤座長 どうぞ。

○小泉委員 資料3の2の(3)なのですが「(3)審議・会議は、公開が原則とすること」と書かれております。この理由として、知的財産が侵されるということが書かれているんですが、現実には、今、農薬専門調査会では非公開が多いんです。それはメーカーから出されてきた資料によって審議している点と、恐らくこれは想像なんですが、メーカー

から非公開にしてほしいという要望で行われているのではないかと思います。

私はその中に入っていて、科学的な評価をしている段階で本当に非公開とすべきなのかどうかというのは、非常に疑問に思うことが多いんです。それで、逆に公開が原則というのではなくて、非公開というのはどういう条件とすべきか、全体的な考え方としてどういう場合に非公開とした方がいいのかということ、唐木先生のワーキンググループで検討していただければと思います。少し掘り下げてという感じで、いかがでしょうか。

○唐木専門委員 ありがとうございます。

私も自分で実際に審議をしていて、このデータが本当に非公開でなくてはいけないんだろうかと思うこともないことはありません。ただ、その判断をだれがするのかということになると、特許の問題やいろんなことについて審議をしなければいけない。これは大変なことになるので、今のところそれは申し出があったらということになっています。どうしたらいいのかということは、むしろ、親委員会の方でも考えていただきたいという気がします。

○小泉委員 親委員会でも、一応、非公開はこういう条件があればとか、資料がまだそろっていない段階で自由に意見を言い合う場合などでは打ち合わせという形で非公開としているが、ある程度資料がそろって公開にして、みんなの意見を聞くときに公開という形をとっている場合もあるわけです。

ただ、単純に淡々とある農薬の毒性評価をしているときに、本当にそれを非公開にする必要があるのか。どういう条件があれば、それを非公開とすべきなのかという点については、大まかな条件があった方が、より透明性が確保されるのではないかと思います。

○関澤座長 適切な例かわからないですけれども、WHOに残留農薬のリスク評価のためにJMPRという専門家の委員会があって、議論していますが、インカメラと言いますが、非公開という場合がありますが、そのときの条件というのは、どういうふうになっているかというのがあるいは参考になるのではないかと思います。

それから、先週公開と透明性の作業グループがあったわけですが、その中では事例も踏まえて検討した方がよいのではないかという御意見がありました。たまたま関澤が日本リスク研究学会誌に、厚生労働省のメチル水銀の情報提供の在り方についてほか、まとめた論文を書きました。そのコピーを専門委員の皆様には御配付させていただくことになったので、今日、食品安全委員会の事務局にはお渡ししておいたので、後ほど専門委員の皆様には出版前ですが提供されると思いますし、公開のものなので、10月ごろには学会誌に載ると思います。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。

それでは、透明性の確保と情報提供のあり方ワーキンググループは、今日の御提案に沿って、また今日皆さんからいただいた御意見を踏まえて、スケジュールを守って御検討いただければと思います。よろしくお願いたします。

それでは「(4) 三府省におけるリスクコミュニケーションの取組について」御報告をいただきたいと思います。よろしいですか。

○小平リスクコミュニケーション官　それでは、お手元の資料4-1を御覧いただきたいと思います。前回の専門調査会は7月4日だったと思いますけれども、それ以降、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省等が実施してきましたリスクコミュニケーションの取組について、御報告をさせていただきます。

資料4-1の1ページ目は全部を総括していますが、意見交換会や説明会等について、三府省の連携という面では実施はしてございません。

食品安全委員会の主催としましては、栃木県でみんなで話そう！食の安全というものをやりました。これは後でもう少し詳しく御説明したいと思います。

更に7月25日になりますが、添加物のリスク評価、動物実験ということで、海外から先生をお招きして実施しております。

それでは、2ページは別紙1になりますけれども、食品安全委員会の取組について、概要を御紹介させていただきたいと思っております。

「1. 意見交換会等の開催状況」ですけれども、6月30日に栃木県、宇都宮市との共催でございましたが、みんなで話そう！食の安全といった場を設けました。これは我々として2つの新しい取組をしようと思ひまして実施したところなのですが、1つはディスカッションの中でグループに分かれて、それぞれグループの中で自由にお話をする機会をつくらどうかということと、グループの中においてファシリテーションをする役割は、当方がリスクコミュニケーターを育成している中で、進行役を務めるファシリテーターの育成といったものをやっておりますが、その講座で学んでいただいた方に、実際にそのグループディスカッションの中の進行役に立っていただいて、現場で実践をしてみるという2つの目的を持って行いました。

意見交換の中では、特にテーマを設けずに、要は現在食に関して気がかりなことはありますかといったテーマの絞り込みを前半でやりまして、グループごとに絞り込んだテーマについて、どうやったら改善できますでしょうかといったことを話し合っていたいただきました。グループはそれぞれ7～8人のグループでしたけれども、その中で話し合いを進めた

ということでございます。

アンケートの結果を見ますと、満足度というのは大変高くて、自分がいろいろ意見を言えたということについては、満足度が高かったという状況でございますが、ファシリテーターをやった方と我々で後で反省会をもって、何か課題があるかということを出したんですが、参加されている方はそれぞれ御関心が高い方が集まられておりますので、不安なことなどをとうとうとしゃべられる中で、科学的に事実関係をきちっとその場でお伝えすることをやりながらディスカッションを進めていくような工夫が必要であろうといったところが出てきております。

このような取組につきましては、人材育成の講座を受けた方々の活躍の場を設ける、あるいはもう少し小グループで話してみるというやり方につきましては、今年度もう1か所ぐらいで、自治体と協力をして実施してみたいと思っております。

それから、7月25日にはネブラスカ大学のコーエン博士を招きまして、特にその先生は添加物のリスク評価における動物実験のデータの扱いの御専門の方でして、その先生の御講演の前半に添加物専門調査会の福島座長から、日本におけるリスク評価の考え方と実際ということでお話をいただき、続いて、コーエン先生からラットとマウス等の動物実験に基づくデータの取扱いなりリスク評価との関係をお話いただいたということでございます。

我々としてみますと、食品添加物というのは消費者の皆さんの御関心が高いので、できるだけ多くの消費者の方々に御参加をいただきたいと思って企画をしたんですが、やはり企業の方々が数的には多かったような状況でございます。

また、事前に海外の方と打ち合わせが綿密にできませんので、ややコーエン先生のお話が難しかったという面もございまして、理解がどの程度できたかということについては、課題が残ったと思っております。

続きまして「(2) その他」では、自治体あるいは団体が企画された意見交換会や勉強会等に、それぞれ参加をしております。日生協さんの組合リーダー向けの会議でありますとか、3ページにまいますけれども、それぞれ都道府県で主催をされたところに参加をしております。

特にここで注目するのは、3ページの一番上にあります山梨県での安全・安心を語る会とか、その次の段にあります山形県での食の安全フォーラム、一番下にあります神奈川県でのリスクコミュニケーションなどは、BSEの対策について県として議論したいので、食品安全委員会が当時行った国内対策のリスク評価の内容について情報提供してほしい、講演

をしてほしいときておりまして、ちょうど7月末で自治体の検査に対する補助が切れるというタイミングで、7月はこういった要請が多かったという特徴があるかと思えます。

あとは、真ん中辺りにございますけれども、消費者団体の交流会等に参加させていただいて、食品安全委員会の活動について情報提供をしたりしております。

3ページの真ん中以降につきましては「2. 意見・情報の募集実施状況」ということで記載をさせていただいております。

続きまして、5ページにまいります「3. 情報の発信」という面では、先ほどのBSEのところにも絡むんですけれども、7月31日にBSEの現状に関する委員長の談話といったものを公表しております。

メールマガジンにつきましては、この間に4つの分を出しておりますけれども、7月末現在で6,300名ほどの登録者数になってございます。

後で御報告がありますけれども「食の安全ダイヤル」や食品安全モニターを通じた意見の把握等を行って、それぞれ主要な御質問等に関しましては、考え方をQ&A等の形で掲示している状況でございます。

以上、食品安全委員会関係でございます。

○関澤座長 ありがとうございます。

続きまして、厚生労働省、農林水産省からそれぞれの取組についての御報告をお願いいたします。

○北村情報管理専門官 それでは、厚生労働省から御説明いたします。資料の6ページを御覧ください。

「1 意見交換会」ですが、本期間におきましては、厚生労働省主催のものはございません。地方自治体からの要請に応じまして、講師の派遣等を行ってございまして、7月17日の山形市、7月31日の横浜市でのBSEの国内対策についての意見交換会におきまして、説明などを行ってございます。

「2 意見募集の実施状況」になります。農薬ですとか動物用医薬品、添加物に関する規格基準に関する意見募集を合計12件行ってございます。

7ページの「3 情報の発信」になりますけれども、ホームページにおきまして、随時情報を提供してございます。ホームページにつきましては、今、リニューアルの作業を進めているところでございます。

(2)になります、新規の情報を掲げてございますので、御覧いただければと思います。

「4 その他」ですが、第1回目の「食品の安全性に関する情報提供のあり方懇談会」を7月11日に開催いたしました。これは食品のリスクに関する考え方、情報提供のあり方等につきまして、関係者と幅広く意見交換を行うことを目的として設置したものでございます。

以上になります。

○関澤座長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省お願いいたします。

○浅川消費者情報官 資料の8ページになります。

農林水産省では意見交換会を行っておりますけれども、該当期間中に本省主催のものはございませんでしたが、地方農政局、農政事務所といったレベルではシンポジウム、意見交換会等の開催を行っております。数字は4月からの累計になっておりますけれども、6月、7月の2か月間では380回ということでございまして、内容は食品安全、表示、食育というものにわたっておりますが、やはり6月は食育月間ということもあって、回数が多くなっております。

「地方自治体企画や各種団体企画の主な意見交換会や勉強会等への参加」ですが、本省の段階では全国蒲鉾水産加工業協同組合連合会の総会において、6月27日にまさにリスクコミュニケーションについて講演をしてほしいということがありまして、それについての講演、あと企業の方が相手ということもありまして、コンプライアンスについての話もしてきております。

地方農政局のレベルでは、パネリストや講師の派遣について行っております。これも4月からの累計の数字になっておりますけれども、6月、7月の2か月間ですと711回ということで、パネリストなどの派遣を行っております。

2でございますけれども、意見募集につきましては、現在2件募集中でございます。

そのほか「3 情報の発信」ということですが、ホームページやメルマガを使いまして、情報発信を引き続き行っているところでございます。

以上です。

○関澤座長 ありがとうございます。

続きまして、食品安全モニターからの報告、それから「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について事務局からお願いします。

○角田勸告広報課長 それでは、初めにお手元の資料4-2に基づきまして「食品安全モニターからの報告（平成20年6月分）について」御報告いたします。

食品安全モニターから、6月には43件の報告がございました。

報告の具体的な内容につきましては、2ページ目を御覧いただきますと、「1. 食品安全委員会活動一般関係」については、5月から6月にかけて開催した食品安全モニター会議に参加した感想など、9件報告されております。

3ページ目の枠内の最後のところでございますが、「○ 食品安全モニターの資格要件を緩やかにして多様な人材の参加を」という御意見がございました。

これらに対しまして、食品安全委員会からのコメントとして、「食品安全モニター会議の運営や在り方について、いただいた御意見・御要望を参考にしながら、よりよいものとなるよう努めてまいります」とコメントしております。

また、専門性の要件については、「食品安全モニターの皆様方には、食品の安全性の確保に関して御意見などをお寄せいただくこと、また委員会と地域との間で意見・情報の交換を促進する橋渡しの役割をお願いすることから、食品に関する一定の知識や業務経験、資格などをお持ちの方を対象としています」という趣旨のコメントをしております。

「2. リスクコミュニケーション関係」については、3件報告されております。

例えば、「メールマガジンが少々読みにくい。またホームページも少し専門的なので、もっとわかりやすい表現にしてほしい」という御意見がございました。

これに対しましては、4ページ目の中ほどでございますが、「食品安全委員会では、リスクコミュニケーション改善PTを設置し、プレスリリース、ホームページ、メールマガジンなどの改善に着手しており、いただいた御意見も踏まえて、具体的な改善を進めてまいります」とコメントしております。

5ページでございますが、「3. 鳥インフルエンザ関係」につきましては、1件、防疫体制の強化について御意見がございました。

これに対しましては、農林水産省からのコメントを掲載しております。

6ページでございますが、「4. 食品添加物関係」については、1件、食用の炭の安全性について御意見がございました。

これに対しましては、厚生労働省からのコメントを掲載しております。

「5. 化学物質・汚染物質関係」については、1件、「アクリルアミドについてリスク評価や情報提供をお願いしたい」という御意見がございました。

これに対しまして、「食品安全委員会では、アクリルアミドについてもファクトシートを作成し、ホームページや季刊誌『食品安全』などを通じて、情報提供しています」とコメントしております。

7 ページ目でございますが、「6. 食品衛生管理関係」については、8 件報告されております。

具体的には、輸入食品の検査体制や情報提供、また食中毒の予防対策などについて御意見がありました。

これらに対しまして、厚生労働省や農林水産省からのコメントを7 ページから10 ページに掲載しております。

食品安全委員会からは9 ページの中ほどでございますが、食中毒について、家庭でできる食中毒予防の6 つのポイントを掲載し、「食品安全委員会では、今後もホームページなどを通じ、食中毒の予防のための情報を国民の皆様にお伝えしてまいります」とコメントしております。

11 ページの「7. 食品表示関係」については、13 件報告されております。

具体的には、遺伝子組換え表示、賞味期限と消費期限の意味、食品偽装問題などについて御意見がございました。

これらに対しましては、厚生労働省や農林水産省からのコメントを11 ページから15 ページに掲載しております。

15 ページでございますが、「8. その他」については、7 件報告されております。

具体的には、牛トレーサビリティ法の罰則強化やいわゆる健康食品の過剰摂取などについて、御意見がございました。

これについては、厚生労働省や農林水産省からのコメントを15 ページから17 ページに掲載しております。

食品安全委員会からは16 ページの冒頭のところでございますが、飲食店の料理に添えられたアジサイを食べて食中毒を起こした事件に関して、「食育の一環である食を選択する力を育成するためには、自然界に生育する動植物を食する際の知識を普及することが大切であると考えております。食品安全委員会では、有毒植物などに係る情報収集を行っておりますので、御参照ください」とコメントしております。

食品安全モニターからの報告については、以上でございます。

続きまして、お手元に資料4-3としまして「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成20年6月分）について」という1枚紙を配付しておりますので、この資料に沿いまして御報告いたします。

平成20年6月、1か月間の問い合わせ件数は74件ございました。

内容を見ますと、件数が多いのは「③ 食品一般関係」で52件となっております。その

うち、衛生関係が 32 件、化学物質系が 11 件となっております。

問い合わせの具体的な内容を見ますと、衛生関係では、「中国産ギョウザ事件ではどのような措置がとられたのか」などの質問がございました。

また、化学物質系関係では、「トランス脂肪酸の問題点は何か」などの質問がございました。

資料の裏面、2 ページ目でございますが、ここでは毎月 Q&A の形で問い合わせの多い質問を取り上げております。

今回は飛び抜けて多い相談ではございませんが、季節柄、「ペットボトルを口につけて飲んだ場合の保存期間を教えてください」という小学校教諭からの質問がございましたので、これを取り上げてございます。

これに対しまして、「ペットボトルに口をつけて飲むと、温度やその他の条件にもよりますが、口から飲み残り飲料に入った雑菌がボトル内で増殖することが考えられます。いずれにしても、開栓後は消費者自身がしっかり管理することが大切です」ということで、「次の①～③の注意点に気をつけてまして、ペットボトル飲料を衛生的かつ上手に利用してください」という答えを用意してございます。

このことは、食品安全委員会のホームページのキッズボックスにも掲載しているところでございます。

報告は以上でございます。

○関澤座長 ありがとうございます。

それでは、三府省からの御報告、食品安全モニター、「食の安全ダイヤル」に寄せられた御質問についてですが、何か御質問などございますか。

○山本（唯）専門委員 「食品安全委員会におけるリスクコミュニケーションに関する取組について」の「1. 意見交換会等の開催状況」のところで、関心の高い人が多くて満足度も高かったと言われました。それから「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等なども読み上げられたのですが、いつも思うことは、意見交換会に来ない方、来られない方、関心の低い方についてのコミュニケーションは、どうなのかと思います。

例えば私が自分の住んでいるところで、リスコミや食品安全委員会ということをやっていると聞いても、それは何ですかという人がほとんどなので、多分、今、私が言っている人の割合は多いと思います。そういう人はそのまま置いていかれるのかという感想を持って聞きました。

○関澤座長 質問兼感想ということかと思いますが、いかがでしょうか。

○小平リスクコミュニケーション官 情報提供も含めて、そういう方々にどのようにわかっていただくか、あるいは一定の知識がつくようにしていったらいいかというのは、本当に悩んでいるところです。これは情報提供の在り方とも関係してくると思いますし、我々としては、地域においてそういった小さいグループでも結構ですので、リスクコミュニケーションが継続的に行われるような形で進んでいくというのも1つの方向だと思ひまして、それを担う人材の育成などを進めている状況です。我々が発信する情報について、どうすればよいか。あるいは地域において、そういった人材をどう育成して、活動していただけるような環境をどうつくっていくか。そのようなことに留意して進んでいきたいと思ひますが、おっしゃられるように、本当に普段関心がない方、あるいはそもそもこういった場に来られない方をどのように巻き込んでいくかというのは、本当に悩ましいところだと思ひております。

お答えにならずに申し訳ありません。

○関澤座長 どうぞ。

○山本（唯）専門委員 私は消費者団体からの代表なのですが、運動という言葉はあまり好きではないのですけれども、そういうことを考えるときに、やはり関心の低いことがいつでもネックになります。

ですから、これからの課題としては、高い人はいろんなものを使って、例えばメールマガジンを見て勉強したり、いろんなところに電話をして聞くとか調べるとかするでしょうけれども、低い方というのは多分メールマガジンもお読みにならないと思ひます。

ですから、例えばリスコミ、ファシリテーションという言葉を使ったりなさいますが、一番占める率の多い人に関心を向けて進めていただきたいということです。私は今まで意見を言わなかったんですけれども、それは切なる願ひということ、ここでお伝えしておきたいと思ひます。

○関澤座長 山本さんの御意見に関してなんですが、誤解を恐れずに言えばということですが、私は、今、大学で学生を教えております。学生にいろいろな問題について正しい理解を持っていただきたいと思ひて、さまざまな工夫をしディスカッションを試みると、多様な意見を聞くことができます。ところが、日本の社会ではどうしても画一的、すべて同じであるべきという考え方があると思ひます。すべての人に同じ判断をしてほしい、あるいはこれを全部の方にわかってほしいと思ひても、あるいは知りたくないとか、忙しいのでそのことはという方もおられるのは、ある程度やむを得ないと思ひます。

食品安全委員会がすべての方にアプローチできないというのは前々から言っているの

ですけれども、私は昨年徳島県で無作為抽出という、すべての人の中から100人に1人を選んでやるアンケート調査をやって、食品安全についてお聞きし、そのときは60%近い回答率を得ることができました。郵送によるアンケートとしては非常に異例の高率だったのですが、徳島大学教授という身近な人から聞かれると答えやすいという面もあるとも思いました。今回、地方自治体との連携ということをお話しましたが、あるいは保健所や消費者センター、食品安全委員会というところだけでなく、そういったところならば聞きに行くけれども、直接食品安全委員会のモニターや安全ダイヤルにかけない人もおられるかもしれません。より身近なところで、県や市町村ならば行って聞こうかしらという方もおられると思うので、そういったところに食品安全委員会から適切な情報のサポートなどをしていくことも1つの在り方であって、皆さんが一番使いやすいところでどんどん食品の安全について正しい知識を獲得するとか、聞きたいことは聞けるということが、もう少し強化されていくことでいいのではないかと思います。

誤解を恐れずに言えばということで申し上げましたが、すべての人にこちらを向けということは、恐らく無理なのではないかと考えます。

○山本（唯）専門委員 それはよくわかります。

“食”のことと比較が適切かどうか分かりませんが、振り込め詐欺がありますね。いろんなことをして、今は銀行に行けばガードマンさんが振り込む人のそばに来てくれたりとか聞きますが、それでも毎年多くなっているというのは、それがすべてとは言いませんが、1つとしては情報の提供が悪かったのではないかと思います。

私は消費者の団体から来ておりますので、リスコミとかこういう難しいことを言っても、目的は国民が幸せになるためにあると思います。そのことは一度言っておかなければと思いました。

○関澤座長 貴重な御意見だと思います。特にどなたかにお返事をお願いするということがはらないと思います。

○近藤専門委員 済みません。是非そのことで申し上げたいんですが、よろしいですか。

○関澤座長 どうぞ。

○近藤専門委員 今、非常に重要なことを山本さんに指摘していただいたと思います。

だから、食品安全委員会でBSEがどうか、先ほどの調査の話と似ているんですけれども、具体的な個別のことではなくて、それは知りたい人が自分の疑問をどこかに聞いてくる。それは企業かもしれない、マスコミかもしれない、学校の先生のかもしれない、保健所かもしれません。ですけれども、何も知らない、情報に接しない、自分は黙って生きて

いるけれども守ってもらいたいという人が大半だと思います。

だから、そのためには、少なくとも国には食品安全委員会というものがあって、そこがしっかり分析、評価をして、そして、伝えるべきところに情報提供している。そういう国としての行政活動が行われているんだということを伝えていけば、個別の問題が一つひとつ伝わらなくても、国民は安心して生きていって、いざというときに守ってもらえる。だから、いちいち自分が一つひとつ心配しなくても大丈夫というような状況をつくっていくことが重要だと思います。

そのためには、リスクコミュニケーションや意見交換会に参加しなくても、きちんと国は活動しているということを伝えていくことが、言ってみればリスクコミュニケーションの基本的な役割だと私は思いますので、食品安全委員会が国民のために働いているということを、是非コミュニケーションとしてほしいと思います。

○関澤座長 どうぞ。

○山本（唯）専門委員 ついでといたら失礼なんですけれども、私は用語のことで、少しファシリテーションの勉強会というものに出席しました。そのときに、その方が「ワークショップ」という言葉を御存じですかと最初に聞かれました。

そのとき、私も一応、手を上げました。最後の質問のときに、私はずっと「ワークショップ」という言葉に違和感を抱いていたので、自分は自ら使ったことがなくて、これからも使いたくないので、それに当てはまる日常で使う言葉、例えば「議論」という言葉であれば、会議でも使いますね。「昨日、親父と議論になってしまった」と日常でも使いますね。そういう置き換える言葉を教えてくださいと言いましたら、その方は教えてくれず、「「ワークショップ」という言葉を言うと、最近はみんなしらけるので使わないようにしている。」と言われたのです。その言葉を使い出したのは15年ぐらい前だそうです。「そうしたら、この15年間は何かだったんですか？」と、言って打ち切りました。

ですから「ファシリテーション」だとか使いますが、例えば情けは人のためにならずという言葉がありますが、同じ日本人でも正確に解していない人が多いと思います。わからないような言葉を使うと、少しずつ理解の内容が違って、それが大きなズレになることがあると思いますので、用語の件については、一度言うておかなければと思っておりました。日常で使う用語でということをお願いしたいと思います。

○関澤座長 そうですね。私も「リスクコミュニケーション」という言葉に、自分自身もこのままでいいのかなと思うところがあります。

○山本（唯）専門委員 「リスクコミュニケーション」といっても、少しずつ解釈が違っ

ていれば、それがどこかで大きく違ってくることはないかと思ってしまう。だから、一度言わなければと思っていましたので、ありがとうございました。

○関澤座長 結構です。おっしゃるとおりだと思います。

それでは、中村さん、どうぞ。お待たせしました。

○中村（雅）専門参考人 簡単な確認なんですけど、食品安全モニターから報告についてありましたけれども、ここに各モニターからのコメントがいろいろあるんですが、これは全文を載せているんですか。

○角田勸告広報課長 要旨を載せております。

○中村（雅）専門参考人 そうですか。要旨なら結構なんですけど、例えば質問とコメントとが乖離しているものが少し目につきましたので、コメントを差し上げたいと思います。

例えば 11 ページの「7. 食品表示関係」の「○ 遺伝子組換え食品について」というものが上から 2 つ目の○にありますけれども、モニターとして寄せられた方は、遺伝子組換え原料は使用していませんという表示について疑問を覚えるとおっしゃっているんだと思うんですが、コメントが必ずしも答えになっていないところがありまして、その辺を少しリスクミの基本として、きちんと載せられた方がいいのではないかと思います。これが第 1 点です。

第 2 点は、資料 4-1 の「リスクコミュニケーションに関する取組について」の 6 ページの厚生労働省の意見募集のところなんですけど、これは毎回報告されますけれども、今回は農薬の残留基準の一部改正ということでの意見の交換で、募集状況は非常に少ないんですけども、規格基準の一部改正ですから、変わらないんですけども、これは寄せられた意見を運用等々について反映させることがあったんですか。そうでないと、せっかく寄せられた意見募集が単に募集しましたというだけではなくて、これが生きているのか死んでいるのか。生かされているのかそのまま無視されているのか。どういう状況になっているのかをもし御存じだったら御説明していただけますでしょうか。

○北村情報管理専門官 今回の具体的な事例については手元に資料がないのでお答えできないんですが、施策に反映すべき事項があれば反映しているところがございます。

○中村（雅）専門参考人 過去にあったという理解でよろしいですね。

○北村情報管理専門官 あると思います。

○中村（雅）専門参考人 結構です。

○関澤座長 ありがとうございます。

ほかに御質問あるいはコメントはございますか。どうぞ。

○阿南専門委員 資料4-1の5ページに「3. 情報の発信」で、BSEについて委員長談話をホームページに掲載したということですが、今回、全頭検査を全都道府県がやることになりましたが、こうした情報というのはきちんと各自治体に確認されて伝わっていて、それをはっきりと受け止めていますという確認はあるのでしょうか。

○小平リスクコミュニケーション官 自治体との関係につきましては、それぞれの自治体に窓口機関がございます。そこに対して、当方から、委員長談話がこのたび出ましたのでということで、その内容について情報を全部の自治体に送っております。それは都道府県レベルと保健所設置の市になる状況ですけれども、そちらにお送りさせていただいておりますので、プレスリリースと併せて情報提供を行っております。

○中村（雅）専門参考人 今の阿南専門委員からの御質問は、レスポンスがどうかということではないですか。

○小平リスクコミュニケーション官 現時点で認識しているのは、特段、自治体からの特別な反応というのは私の耳には入ってきていないんですけれども、課長ありますか。

○角田勸告広報課長 先ほど申しましたように、自治体の方には食品安全担当部局に送っておりますが、それについての反応というのは、こちらの方に特に上がってきておりません。

○阿南専門委員 こういう委員長談話が出たけれども、自治体としてはどう受け止めているのかということについては、やはり確認した方がいいような気がします。どうでしょうか。全然知らん振りしているような感じがあります。知らん振りしてもいいとは思いますが、そのことが分かった方がいいと思います。

○小平リスクコミュニケーション官 済みません。どう答えていいかわかりませんが、レスポンスという意味が、検査についてもう一度考え直せばみたいなレスポンスがあればまたそれはすばらしいレスポンスかもしれませんが、いつ、どのような形で、自治体としての御検討を進めるかということがあるかと思います。

例えば今度9月に全国の自治体の会議等を予定しておりますので、そういう中で皆さんの受け止め方みたいなものを我々の方から聞いてみる形はできると思います。一律にどう受け止めたかということをどのようにやったらいいのかというのは、今すぐにアイデアがございませんので、機会をとらえて確認するようなことにしたいと思っております。

○阿南専門委員 お願いします。

○唐木専門委員 今の問題は非常に難しい問題があって、食品安全管理をやっている部門の人は獣医師が多いので、私も獣医師なのでよく話を聞くんですが、ほぼ100%検査をや

めてもいいと思っていますということです。しかし、それを決定するのは知事さんですから、知事さんはそういった科学的な根拠ではなくて、その消費者がどう考えているのかということのを推しはかって全部続けた。そういう事情があるという話は聞いております。ただ、それを公式に聞いて、そう答えるかといったら、なかなか答えられないところがあるだろうと思います。

○関澤座長 どうぞ。

○近藤専門委員 厚労省さんのやられた対応の中で、7ページの「4 その他」のところにあります情報提供のあり方懇談会を実施されたということで、ある意味で厚労省さんがなさっているリスクコミュニケーションの在り方検討会みたいなものだと思ってお聞きしたんですけども、先ほど山本さんから出た御意見などを含めて、どういう情報提供の在り方が望ましいのかということで非常に興味深い御意見があれば、今後教えていただければと思います。

○北村情報管理専門官 かしこまりました。

○関澤座長 三府省の報告、また食品安全モニター、「食の安全ダイヤル」についての御報告がありましたが、ほかに特にございませぬか。

それでは、その次の議題に移らせていただきます。「(5) その他」ですが、事務局から何かございますでしょうか。

○小平リスクコミュニケーション官 1点お願いいたします。右肩に「追加資料」といたしまして配付している資料を御覧いただければと思います。

この資料は、7月23日に開催されました消費者行政推進会議の資料の抜粋でございます。前回の第38回のリスクコミュニケーション専門調査会は、7月4日だったと思います。当時、消費者行政推進基本計画の抜粋を御紹介しまして、食品安全委員会の位置づけについて、更に政府の中で検討していく状況になっているということをお説明したいと思っております。その後、7月23日にこの会議が開かれまして、その内容につきまして明らかになったところがございまして、その辺りを御説明したいと思っております。

資料1につきましては、消費者庁の設置に向けて、幾つかの法律整備が必要になるという主要なものにつきまして、①、②、③を記載してある資料でございます。

資料2を御覧いただきたいと思っております。横の絵になりますけれども、7月23日の会議におきまして「食品安全に関する行政組織の在り方について」ということで、一定の整理がなされたということでございます。

下の方に絵が描いてございますが、食品安全委員会につきましては、消費者庁の下に入

らず、内閣府の中に置くという位置づけで整理されております。ただし、消費者庁自身が食品安全行政の司令塔として位置づけられるという整理になりまして、例えば括弧の中に書いてありますが、リスクコミュニケーション等々を始めとしたこれらの取組について、司令塔機能と食品安全委員会の関係につきましては、今後どのように整理をしていくかということがなされていくことになると思います。

一方、四角の中の○の2番目に書いてありますように、消費者庁と食品安全委員会の双方を同一の特命担当大臣が掌理するということを検討したらどうかということが、その中で整理されまして、リスク評価の科学的客観性を担保しつつ、消費者、国民の目線に立った食品安全行政を進めるために、担当大臣が双方を担うということを方向として整理されたというところが、主なところかと思っております。

資料3以降は省かせていただきたいと思いますが、7月23日で決まりました主要な点はこの辺りだと思いますので、御報告をさせていただきます。

○関澤座長 消費者行政の改革が進んでいるというお話だったと思います。

これについて、何か御質問ございますでしょうか。どうぞ。

○阿南専門委員 食品安全委員会がリスク評価の専門機関として別になるということですが、それはそれでよかったと思っておりますが、専門調査会等はどのようなことになるのか。消費者庁の中の消費者政策委員会で食品安全行政に関する基本方針というものが作成されるということですが、消費者政策委員会と現在食品安全委員会が持っている専門調査会等は、どのような関係になるのかということ。あるいはこういう組織はもう考えないのかということについては、どうでしょうか。

○栗本事務局長 今回の点についてなんですけれども、消費者庁には消費者政策委員会という消費者の御意向を強く反映するものができることになっておりまして、それと食品安全委員会の関係は、例えば基本的事項を決めるとき、今は食品安全委員会の意見を聞いて決めることとなっておりますが、消費者政策委員会との関係は、これから調整が必要になってまいりますし、消費者庁ができることによって、いろいろな形で食品安全委員会が影響を受けるといいますか、うまく連携をしていくための関係をこれから構築していくという、今はその検討を進めているところでございます。

いずれにしても、今までリスク分析という枠組みでしっかりと行われてきたことは、勿論、改善すべきところはございますけれども、これがこれまで以上に機能を発揮できるような形で、消費者庁との新たな関係をつくっていきたいという考え方で検討を進めております。

ちょうど5周年を迎えたということもございまして、委員長の御指示で、食品安全委員会の今後の在り方について委員会で検討を始めておりまして、この中でも消費者庁とのよりよい連携の在り方も含めて考えていくことにしております。

今のところは、そういう状況でございます。

○阿南専門委員 専門調査会等の取扱いについては、検討中と受け止めてよろしいということですか。

○小平リスクコミュニケーション官 これから整理をしていく中の事項にも含まれてくるということだと思いますので、まさに検討中でございます。

○関澤座長 それでは、消費者行政推進会議資料については、ほかにございませぬでしょうか。

あと、5周年記念事業については、何かお話がありますか。

○小平リスクコミュニケーション官 既に御案内をさせていただいているかと思っておりますけれども、9月17日、18日に5周年を迎えたということで、食品安全委員会とともに考えるということで、2日間にわたりましてパネルディスカッションあるいは国際ミニシンポジウム等を通じまして、多くの方々と食品の安全性の確保あるいは食品安全委員会の課題と今後の方向について考える機会を持ちたいというものでございます。

済みませんが登録制になっておりますので、お時間が許せば、是非とも皆様方にはお出掛けをいただければと思っております。よろしく申し上げます。

○関澤座長 ほかにございますか。どうぞ。

○近藤専門委員 子ども安全委員会の報告を今日聞けなかったんですが、もう一回あるので、それが終わってからと考えてよろしいでしょうか。

○角田勸告広報課長 ジュニア食品安全委員会は、8月5日に午前と午後で2回開催しました。この後、8月26日にもう一回予定しておりますので、それが終わりましたら、御報告させていただきます。

○田近専門委員 私、出ましたので、もしよかったら少しいいですか。

○関澤座長 どうぞ。

○田近専門委員 8月5日のジュニア食品安全委員会の午後の部に出させていただきます。結論から申し上げます、こじんまりとした小規模な会議だったんですが、非常に内容が充実しております、説明する資料ですとかその説明も、子どもが対象だったんですが、あれはまさに大人にやっていただいてちょうどいいというか、私はそれでも1点わからない箇所がありましたが、ちょうどいい資料だと思いました。小泉委員から、どうして

そうなるのかという現象について、ポイントを押さえた説明していただきまして、あれはまさに大人向けにやっていたのくに一番いいレベルだと思っております。

そのときに感じましたのは、小学生2人が自分たちの調べたことの研究発表みたいなことをしたんですが、2件とも農薬に関することだったんです。

1件は有機栽培のことで、例えば焼酎にニンニクと唐辛子を溶かしたものを有機栽培では使っている。キャベツの害虫を防ぐためにキャベツの周りに卵の殻を砕いてばらまいておくと、虫は体が柔らかいものですから傷つけられて侵入が防げる。有機栽培は農薬を使わないで工夫して一生懸命やっているというお話がありました。

それに対して、食品安全委員会の専門委員から、農薬はきちんと管理されていて、事業者の方でルールを守ってやれば健康に被害はないんだということをきちんと子どもに対しても説明がありまして、リスク分析の概念をしっかりと伝えたことは非常によかったと思います。

長くなって済みません。もう一件、女生徒が発表したんですが、その子はレモンの防かび剤についての質問だったんですが、こういう言い方をしました。最高残存量というものが決まっているが、それを守っていればレモンの皮は食べてもいいのか。そういう質問でした。

それに関しても、委員の方からきちんとした説明がありました。ただ、その子は非常にしっかりとした発表だったものですから、どうしてその子はそういう質問をするに至ったかを後になって母親に聞いてみたんですが、実はそのお子さんは、食品に関して非常に興味を持っておりまして、普段でも家族で、ネットでいろいろ食品安全に関して調べているそうです。その中でジュニア食品安全委員会も見つけて参加したということなんですが、たまたま最近レモンの皮入りの飲料水というものが発売されているそうです。あと、レモンの皮を使ったジャムなどは、父親の方からそういうものは食べない方が安全ではないのか。そういう問いかけがあったことがきっかけになって、その子は調べることに至ったそうです。

先ほどの有機栽培の方も、どうやら母親の協力があって発表したということで、以前、食品安全委員会のたしか添加物のDVDの学習会の中で、いろんな添加物に関する情報の認知経路というものはマスコミの影響もあるが、学校や家庭からの影響が非常に大きいんだという報告があったことを記憶しております。中学生でもそうですから、小学生の場合はずっと家庭が多いんだろうとは推測していたんですが、まさに家庭から農薬に関する心配事が子どもに伝わって、子どもからそういう発表が出たというのが非常によくわかりまし

た。

ですけれども、そこにいらした父兄の方たちも何人かは非常に熱心に聞いていらっしやいまして、メモをとっておりましたので、やはり先ほど唐木専門委員からも陰にPTAの問題があるという御指摘がありましたが、家庭の人たちにそういう情報をうまく伝えることが、やはり一番重要だと思っております。それには、教育機関でまず子どもから逆に母親というケースもありますし、母親は学校に行く機会も多いですから、教育なりいろんな場を通じて父兄に問いかけていくことも非常に大事だと思いました。

ジュニア食品安全委員会は、非常によかったと思います。

○関澤座長 詳しい御報告ありがとうございました。

おっしゃるとおりです。自分のことで恐縮ですけれども、今、私は厚生労働省から研究費をいただいて、教材の中で間違った記述による教育をしているとか、間違った図書が非常に売れているということがあり、適切な教材をわかりやすくつくって提供していきたいということで研究しています。

海外を見ましても、FDAなどは、キッズページなどを学校の先生が使いやすいようなものを用意しています。厚生労働省や食品安全委員会でもキッズページというものを御準備いただいておりますけれども、更にそれを充実していくことも1つだと思いますので、いろいろ御検討いただければと思います。

本日、御審議いただきました意見交換会の実施に関するガイドライン（案）、地方自治体との協力における当面の取組方向（案）については、ほぼ御了解いただけたと思います。若干具体的な文案も含めて御提案をいただいたので、追加修正したものを、もう一度専門委員の皆様にもメールで御確認いただいた上で、食品安全委員会に御報告させていただければと思います。

一方、透明性の確保と情報提供のあり方についても、骨子の御提案があって、いろいろ御議論いただきました。担当のワーキンググループで更に詰めて、さらに具体的な案をお出しいただければと思います。

次回の日程ですが、既に御案内のように、9月17日、18日に「食品安全委員会とともに考える～食のグローバル化みんなで守ろう食の安全～」という会議が開催されます。

その中で国際ミニシンポジウムがあり、食文化と食の安全ということで、フランスから国立科学研究センターのクロード・フィッシュラー教授がお越しになるそうです。その先生は、社会学、文化人類学の御専門の立場からEFSAのリスクコミュニケーションに関するアドバイザリーグループに所属しておられます。

翌日の9月19日に、フィシュラー教授を本専門調査会にお招きして、情報や意見交換会を予定しているということでございますので、19日にフィシュラー教授を囲んだ専門調査会が開かれますので、また事務局を通じて改めて御案内いただきたいと思います。

○唐木専門委員 終わる前に、大事なことを1つだけよろしいですか。

○関澤座長 どうぞ。

○唐木専門委員 透明性のワーキンググループの委員に阿南さんが入ってくださるということですので、専門調査会として御承認をお願いしたいと思います。

○関澤座長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。御苦労様です。

それでは、改めまして、今日は活発な御議論ありがとうございました。予定の時間よりもちょっと早いですけれども、そういうことがあってもよいかと思いますので、本日の御議論はこれで終了とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。